

九 産 第 1 0 2 号
令 和 7 年 8 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

九度山町長 岡本 章

市町村名 (市町村コード)	九度山町 (30343)
地域名 (地域内農業集落名)	河根・丹生川・市平・北又・東郷 (河根・丹生川・市平・北又・東郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、農家の高齢化、担い手(後継者)不足が非常に深刻で、これに対する対策が喫緊の課題である。また、近年においては、病害虫や異常気象のため、収穫量や販売収益の見通しが立ちにくい状況になってきている。加えて、有害鳥獣による農作物の被害や農地荒廃化の進行(これに伴う周辺農地への病害の影響)にも、頭が悩まされる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は柿を中心とした農業が盛んな地域であり、農業生産活動を継続するためにも、引き続き中山間直接支払交付金を活用する。

加えて、力の強弱を押さえた効率的な農作業を行う意識改革、凝縮した農地で単価を上げる工夫を農家銘々が図り、この意識・工夫が地域全体で伝播するよう努める。また、将来における地域の農業生産活動の持続・活性のために、地域の住民にとってメリットがあり地域外から来る人にとっても興味が惹かれるような農業事業を検討していくことが望まれる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	150 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	150 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者を中心とした担い手への農地集積・集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は、原則として農地中間管理機構を通じて行うこととする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町や農業委員会、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の確保に努める。また、新規就農者や規模拡大を考えている農業者等に対して、農地の斡旋を行う、営農相談に応じるなどの、定着に向けた支援に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

シルバー人材センターを活用し、農作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】